平成２５年（フ）第１７２号
大阪府箕面市粟生間谷東６丁目７番27号
債務者　角谷　亮治
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１９号
大阪市生野区田島３丁目５番９号　ＺＥＵＳ田島402、前住所大阪市生野区田島４丁目12番４号　アベニュー田島503
債務者　永野江利こと　康　　江利
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２４号
大阪市鶴見区諸口６丁目５番５―204号
債務者　西村　**隆**夫
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２５号
大阪市東淀川区東淡路１丁目８番25―608号
債務者　大寺　香織
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１号
大阪府茨木市豊川５丁目９番10―403号
債務者　村田　春代
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６９号
大阪市平野区流町３丁目１番１号　パセオ平野303号
債務者　稲田　順子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２２号
大阪市東淀川区東中島４丁目２番７号　スペースライフ新大阪305号
債務者　西脇佐代子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７１号
大阪市生野区勝山南３丁目13番７号
債務者　柳田小百合
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７６号
大阪府豊中市小曽根２丁目16番８―207号
債務者　寺岡　好江
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６４０号
大阪府門真市大字**蝋**島273番地の３
債務者　汐谷　邦弘
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５３号
大阪市西成区千本中２丁目１番28号
債務者　鎌苅　雅美
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６２号
大阪府寝屋川市点野５丁目33番10号
債務者　奥村　龍和
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６８１号
大阪府八尾市曙川東４丁目56番地　サザンガーデン安井303号
債務者　辰巳　直樹
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６８７号
大阪市西成区岸里東１丁目30番１―202号、前住所大阪市西成区岸里３丁目２番３号
債務者　松田多輝子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９７号
大阪府寝屋川市高柳７丁目21番11号
債務者　津田　哲也
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２３号
大阪市住吉区帝塚山西４丁目15番20号　ハイツ石原202号
債務者　下垣内美香
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２４号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目７番23号
債務者　濱野　利美
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部